

松本市における新型コロナウイルス感染症対策を強化します

令和3年1月20日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

松本圏域においては、1月5日に感染警戒レベルを4に引き上げたほか、1月8日には、圏域の医療提供体制が逼迫しつつあったことから、とりわけ感染の拡大が顕著な松本市について感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところです。

しかし、松本市における直近1週間（1月13日～1月19日）の人口10万人当たり新規陽性者数は30.05人（陽性者72人）と、特別警報Ⅱ発出時点の直近1週間（1月1日～1月7日）の人口10万人当たり新規陽性者数28.38人（陽性者68人）を上回る状況であり、集団的な感染や感染経路不明などのリスクの高い事例も継続して確認されています。

感染リスクが非常に高い状況にある松本市におけるこれ以上の感染拡大を封じ込めるためには、集団的な感染の連鎖を未然に防ぐための実効的な対策を講ずる必要があります。

県としては、医療非常事態宣言を発出し、県民の皆様にご協力をお願いするとともに、医療機関に対する受入病床拡充の依頼や、新たな宿泊療養施設の開設等により、全県における陽性者の受入体制の拡充に努めていますが、松本圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼしかねません。

このため、松本市について、当面1月21日までとしているレベル5の「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を2月4日まで延長し、さらなる対策の強化を図ります。

2 松本市における県の対策強化について

松本市におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。松本市にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、「医療非常事態宣言」（別紙1）に伴うお願いの遵守を改めて徹底するとともに、次に掲げる県の対策にご協力をお願いします。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

（県民及び来訪者への協力要請）

- ① 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します【松本市全域】＜新規＞

（事業者への協力要請）

- ② 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）について協力を要請します【松本都市計画区域内の市街化区域】（1月22日から2月4日まで）＜新規＞

(事業者及び商店街等への支援)

③ 営業時間の短縮等を行った事業者を支援します<新規>

④ 市と連携し感染拡大防止対策などに係る地域の取組への支援を検討します<新規>

(公共施設の休止等の検討)

⑤ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、松本市に対しても検討を要請します<継続>

(在宅勤務・テレワークの徹底)

⑥ 事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します<継続>

① 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します【松本市全域】<新規> (特措法第24条第9項)

松本市にお住まいの方や訪問される方に、酒類の提供を行う飲食店を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「新型コロナ対策推進宣言」等の実施などを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう協力を要請します。

② 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用制限・停止(休業・営業時間短縮)について協力を要請します【松本都市計画区域内の市街化区域】(1月22日から2月4日まで)<新規> (特措法第24条第9項)

感染リスクが高く、集団的な感染につながる可能性のある飲食に起因する感染事例を未然に防ぐための予防的措置として、松本都市計画区域内の市街化区域(別紙2)における酒類の提供を行う飲食店等に対し、次のとおり協力を要請します。

なお、要請の期間は1月22日*から当面2月4日までとしますが、感染状況により延長する場合があります。

種 類	区 分	要請の内容
接待を伴う飲食店、飲食店 (酒類の提供を行うものに限る) 〔特措法施行令第11条第1項 第11号に該当する施設〕	ガイドライン非遵守	休業
	ガイドライン遵守	営業時間短縮 (5時~20時)
飲食店等(酒類の提供を行うものに限る) 〔特措法施行令第11条第1項 第14号に該当する施設〕	—	営業時間短縮 (5時~20時)

※ 22日の営業時間から(営業時間短縮の場合は22日の20時以降)適用

③ 営業時間の短縮等を行った事業者を支援します<新規>

県の要請に応じて営業時間の短縮等を行った事業者に対して支援します。

④ 市と連携し感染拡大防止対策などに係る地域の取組への支援を検討します<新規>

松本市と連携し、地域の商店街等が取り組む感染拡大防止対策や風評被害防止対策のための取組等への支援を検討します。

⑤ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、松本市に対しても検討を要請します<継続>

人が集まる県の公共施設について、休止等を含め必要な措置を検討するとともに、既に予約が入っている場合など休止をしない場合も施設の感染防止策の徹底を行います。松本市に対しても同様の措置を検討するよう要請します。

⑥ 事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します<継続>

松本市内の事業所に対して、人との接触機会を減らすため、可能な限り、在宅勤務・テレワークを徹底するよう要請します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）を要請する施設

種類	施設例	要請の内容
----	-----	-------

● 下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第11号に該当する遊興施設

接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る）	キャバレー ナイトクラブ ダンスホール スナック バー ダーツバー パブ ライブハウス カラオケボックス 等	○ガイドラインを遵守していない施設 = 休業を要請 ○ガイドラインを遵守している施設 = 営業時間短縮（5時～20時）を要請
-----------------------------	--	---

● 下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第14号に該当する飲食営業施設

飲食店等（酒類の提供を行うものに限る）	居酒屋 食堂 レストラン 等	営業時間短縮（5時～20時）を要請（宅配・テイクアウトを除く）
---------------------	----------------------	--

医療非常事態宣言

(1月14日から2月3日まで)

年末年始の人の動きにより、県内でも新型コロナウイルス感染症の陽性者が急激に増加し、感染リスクが高まっています。

他方で、医療の負荷が増大しており、早急に新規陽性者数を減少に転じさせなければ、救える命が救えなくなるおそれがあります。

そのため、県民の皆様には、次の3点について特にお願いいたします。

- 1 人との接触機会を極力減らしてください。特に、高齢者及び基礎疾患のある方は、不要不急の外出を控えてください。
- 2 感染拡大地域への訪問を極力控えてください。
- 3 大人数、長時間など感染リスクが高い会食（自宅や職場等も含む。）は控えてください。

第一線で新型コロナウイルスと闘い、私たちの命を守ってくださっている医療従事者の皆様に、深く敬意を表します。また、暮らしや事業活動に大きな影響を受けながらも、感染防止にご協力いただいているすべての皆様に改めて感謝申し上げます。

今がまさに、爆発的な感染拡大を防ぎ、大切な医療を守るための瀬戸際です。私たち一人ひとりが感染のリスクを減らすための行動を実践し、大切な命と暮らしを守っていきましょう。

皆様のご協力を心よりお願い申し上げます。

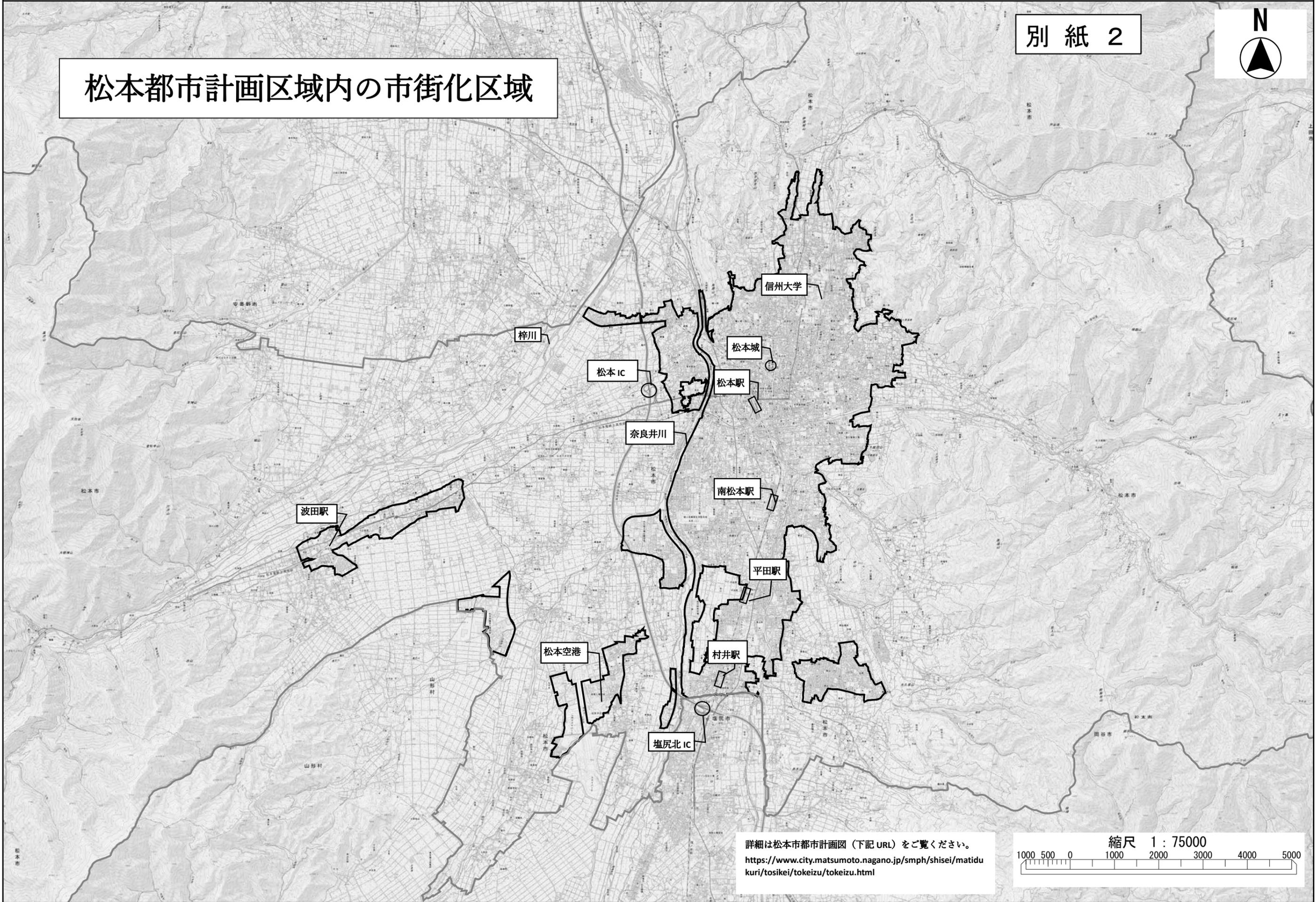
令和3年1月14日

長野県知事

阿部守一



松本都市計画区域内の市街化区域



詳細は松本市都市計画図（下記 URL）をご覧ください。
<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/smph/shisei/matidu/kuri/tosikei/tokeizu/tokeizu.html>

